



平成26年度の介護保険料納入通知書を送付



6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上の人)に平成26年度の介護保険料納入通知書を送付します。

65歳以上の方の介護保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるように算出した基準額を基に、本人や家族の所得状況等に応じて表のとおり12段階に分けて、年額を決めています。

平成24年度から26年度までの一人当たりの保険料基準額は、年額58,560円です。

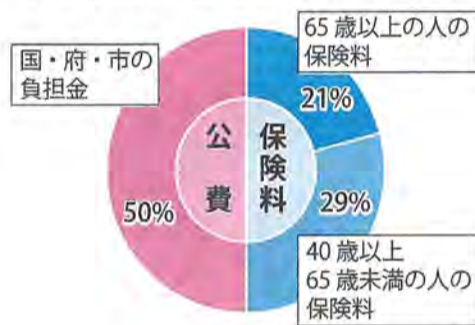
※平成26年度から特別徴収の通知書をハガキと異なる様式に変更していますので、ご注意ください。

※第2号被保険者(40歳~64歳の人)の保険料は、加入保険によって異なります。

介護保険料は必ず納めましょう

介護保険は公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



納め方は2通りあります

特別徴収=年金からの天引きとなります。
普通徴収=市から送付される納付書または口座振替で納めていただきます。

※年金が年額18万円以上の方は年金からの天引きとなりますが、年度途中で65歳になった人や他の市町村から転入した人等は一時的に普通徴収となります。

◆問い合わせ 高齢介護課

■ 介護保険料 (平成24年度~26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者(※1)で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.48	28,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(※2)+公的年金等収入額(※3)が80万円以下の人	基準額×0.48	28,100円
特例第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	38,060円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.7	40,990円
特例第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に課税者があり、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	52,700円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に課税者があり、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える人	基準額	58,560円
第5段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.08	63,240円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.25	73,200円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	87,840円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	93,690円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.8	105,400円
第10段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.0	117,120円
第11段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.2	128,830円
第12段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の人	基準額×2.3	134,680円

※1 老齢福祉年金…明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 ※3 公的年金等収入額…国民年金・厚生年金・共済年金等、課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含みません。

介護予防のため

「日常生活圏域 ニーズ調査」を実施

今の心身の状態を知りましょう

市では、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるまちづくりを目指しています。

そのためには、元気なうちに、できるだけ早く、将来に医療や介護が必要となる要因(運動、栄養、口腔、認知症等)を発見し、必要に応じて適切に支援することが重要です。

見つけよう 老化のサイン

「年をとると心身の機能が衰えるのは仕方ないこと」と考えていませんか。確かに高齢になると心身の機能は低下していきます



市では、皆さん一人ひとりの健康や日常生活の状態と見守りが必要な高齢者を把握するため「日常生活圏域ニーズ調査」を実施します(市内に住所を有する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人が対象です)。

必ず返送を

調査項目をすべて記入し、切り離すことなく、送付されたものすべて(表紙も含みます)を3つ折りにし、同封の返信用封筒に入れて、6月20日(金)までに返送してください。返送がない人については訪問などで連絡させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

◆問い合わせ 高齢介護課

バリアフリー改修で 固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

〈減額の要件〉

- ▽住宅と居住者 平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月

1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

▽改修工事 平成28年3月31日までに、次の①~④のバリアフリー改修工事を行い、補助金を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡張②階段の

こう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

〈手続き〉

改修工事が完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震改修が同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれ)の申請が必要)が受けられます。

◆問い合わせ 課税課